

第 1 0 3 号議案

足立区神明三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区神明三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例

(足立区神明三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第 1 条 足立区神明三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 (昭和 6 2 年足立区条例第 1 8 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条 (見出しを含む。) 中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第 7 条の見出し中「かき」を「垣」に、「さく」を「柵」に改める。

(足立区扇一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第 2 条 足立区扇一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 (平成 2 年足立区条例第 2 5 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条の見出し中「かき」を「垣」に、「さく」を「柵」に改める。

(足立区竹ノ塚駅西口地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部改正)

第 3 条 次に掲げる条例の規定中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

(1) 足立区竹ノ塚駅西口地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 (平成 6 年足立区条例第 4 5 号)

(2) 足立区小台一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制

限に関する条例（平成 8 年足立区条例第 3 9 号）

（足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部改正）

第 4 条 次に掲げる条例の規定中「（以下この項）」を「（以下この項及び次項）」に、「共同住宅の共用の」を「共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に、「さく」を「柵」に改める。

（ 1 ） 足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 6 年足立区条例第 5 5 号）

（ 2 ） 足立区花畑北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 8 年足立区条例第 4 6 号）

（ 3 ） 足立区六町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 4 年足立区条例第 3 2 号）

（ 4 ） 足立区佐野六木地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 4 年足立区条例第 3 3 号）

（ 5 ） 足立区上沼田南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 5 年足立区条例第 2 6 号）

（ 6 ） 足立区東綾瀬二・三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 7 年足立区条例第 1 5 号）

（ 7 ） 足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 7 年足立区条例第 5 9 号）

（ 8 ） 足立区西新井三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 7 年足立区条例第 8 3 号）

（ 9 ） 足立区綾瀬七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 8 年足立区条例第 5 0 号）

（ 1 0 ） 足立区花畑五丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 2 4 年足立区条例第 2 4 号）

（足立区島根四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部改正）

第5条 次に掲げる条例の規定中「(以下この項)」を「(以下この項及び次項)」に、「共同住宅の共用の」を「共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の」に、「さく」を「柵」に改める。

(1) 足立区島根四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成11年足立区条例第30号)

(2) 足立区新田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成13年足立区条例第27号)

(足立区西新井駅西口周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部改正)

第6条 次に掲げる条例の規定中「(以下この項)」を「(以下この項及び次項)」に、「共同住宅の共用の」を「共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の」に改める。

(1) 足立区西新井駅西口周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成15年足立区条例第27号)

(2) 足立区土地区画整理事業を施行すべき区域に係る地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成16年足立区条例第38号)

(3) 足立区中川一丁目南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成16年足立区条例第39号)

(4) 足立区千住大橋駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成19年足立区条例第45号)

(5) 足立区江北三・四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成19年足立区条例第46号)

(6) 足立区千住旭町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成21年足立区条例第27号)

(7) 足立区竹ノ塚駅中央地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成30年足立区条例第16号)

(8) 足立区竹の塚北地区地区計画の区域内における建築物の制限

に関する条例（平成30年足立区条例第41号）

（9） 足立区江北七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成30年足立区条例第42号）

（足立区保塚町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部改正）

第7条 次に掲げる条例の規定中「さく」を「柵」に改める。

（1） 足立区保塚町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成15年足立区条例第28号）

（2） 足立区島根二丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成15年足立区条例第51号）

（3） 足立区江北駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年足立区条例第58号）

（足立区千住三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第8条 足立区千住三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成18年足立区条例第51号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「さく」を「柵」に改める。

第8条第2項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法の改正等に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。